

青森県報

第三千三十六号

平成二十一年
一月十九日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
生活保護法による施術者の指定	(同)	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	一
右 同	(同)	二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	二
漁業の許可等の申請期間	(水産振興課)	二
公有水面埋立ての免許	(漁港漁場整備課)	二
公 告		
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(構造政策課)	三
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課)	三
出先機関		
土地改良区の役員住所変更	(西北地域民局)	四
土地改良事業の工事の完了	(西北地域民局)	四
	(北地域民局)	四

告

示

青森県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
アップルロードクリニック たかはし眼科	弘前市大字清水森字沢田二の一 弘前市大字紺屋町二の一の四	平成二〇・二・一 二〇・二・一

青森県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
田中康弘	弘前市大字北横町七〇	奈良岡接骨院	平川市尾上栄松四〇の一	平成二〇・九・二六
羽賀幸男	上北郡七戸町字寺裏四一の八	羽賀治療院	上北郡七戸町字寺裏四一の八	二〇・二・一七

青森県告示第十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成二十一年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひがし調剤薬局	十和田市大字三本木字里ノ沢一の六〇四	平成三・一・一

青森県告示第二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ピアノ薬局 有限会社 七福薬局 あおぞら薬局 いわき調剤薬局	八戸市大字白銀町字堀ノ外九の三 弘前市大字富田三丁目一〇の二〇 青森市富田一丁目一三の一七 弘前市大字賀田一丁目一四の二五	平成三・一・一 " " " " " "

青森県告示第二十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十一年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

第一薬局 一部事務組合下北医療センター国民健康保険佐井診療所 高野薬局	十和田市東三番町八の四三 下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目三九の一 むつ市川内町川内五五	平成三・一・一 " "
---	--	-------------------

青森県告示第二十二号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十一年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十一年三月二日から同月十三日まで

備考

- 一 漁業種類 手線第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域
- 三 許可又は起業の許可をする船舶の隻数の最高限度 十隻

青森県告示第二十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十一年一月九日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十一年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四八三番地及び二番三の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、 の地点から の地点までを順次結んだ線及び の地点と

の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一六六七七一・五五七

Y座標 プラス六二七七・一五五

の地点 X座標 プラス一六六七九八・四〇〇

Y座標 プラス六二〇四・三九六

の地点 X座標 プラス一六六八七九・二七七

Y座標 プラス六二三四・二二八

の地点 X座標 プラス一六六八四二・一五〇

Y座標 プラス六三三四・九一〇

3 面積

七、九六八・七三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四八三番地、二番七四及び二番三の地先公有水面

面

2 区域

次の各地点のうち、 の地点から の地点までを順次結んだ線及び の地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一六六七四七・八五九

Y座標 プラス六二八三・六〇七

の地点 X座標 プラス一六六八〇三・八六四

Y座標 プラス六一三一・八〇四

の地点 X座標 プラス一六六九二二・二五九

Y座標 プラス六一七五・四五九

の地点 X座標 プラス一六六八五一・二〇六

Y座標 プラス六三三八・一六〇

3 面積

二二三、一七〇・二二平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八條第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七條第五項の規定により公告する。

平成二十一年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四條第二項第一号に掲げる事業をいう。）

農地売渡信託事業（農業経営基盤強化促進法第四條第二項第二号に掲げる事業をいう。）

農地貸付信託事業（農業経営基盤強化促進法第四條第二項第二号の二に掲げる事業をいう。）

農業生産法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業をいう。）

研修等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。）

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、五戸南地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農道整備）（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年一月二十日から同年二月十七日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小戸六溜池土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年一月十九日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	鎌 田 哲 夫	旧住所 つがる市木造福原妻元九一 新住所 つがる市木造土滝稲葉六五	平成二〇・二・一五

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十一年一月十九日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土 地 改 良 事 業 の 名 称	事 業 を 行 う 者	工 事 完 了 の 年 月 日
十九年災農業用施設災害復旧事業三九一一	七 戸 町	平成二〇・一〇・三
"	"	二〇・一・一三
"	"	二〇・二・一六

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭